

おかえりたつのへ
ようこそたつのへ

補助金額

最大108万円

【補助の概要】

補助対象期間中に返還した奨学金に対し、
36 か月を上限に補助します。

市内の事務所又は事業所に就業
月額上限 3 万円 / 人 (補助率 10/10)

上記以外の方
月額上限 1.5 万円 / 人
(補助率 1/2)

若者の奨学金返還を支援します

奨学金返還支援とは

大学等(※)の在学中に奨学金の貸与を受けた方が、たつの市に定住し、正規社員等として就業された場合、その奨学金の返還に対し、月額上限3万円、36か月間を限度として支援します。補助金の交付の対象となる経費は、補助対象期間中に返還された奨学金の額となります。ただし、繰上返還により返還された奨学金の額は、補助金の交付の対象にはなりません。

(※)大学等とは、学校教育法に規定する大学(大学院、専門職大学及び短期大学を含みます)、高等専門学校、専修学校(専門課程又は高等課程に限ります)、高等学校及び特別支援学校(高等部に限ります)をいいます。

補助対象者

【下記の要件を全て満たす方】

- ①大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、返還中である方
- ②本市に住所を有し、登録決定を受けた日から継続して本市に3年以上定住する意思のある方
- ③登録申請時において、大学等を卒業している30歳未満の方
- ④雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して雇用されている方、又は自ら事業を営む方
- ⑤本市に納付すべき税、返還すべき奨学金を滞納していない方
- ⑥奨学金の返還を支援する他の制度を利用していない方

補助対象となる奨学金

- ◎(独)日本学生支援機構第一種奨学金、又は第二種奨学金
- ◎学資として貸与される奨学金で市長が認めるもの

補助対象者登録申請に必要な書類

- ①補助対象者登録申請書(指定様式あり)
- ②奨学金の貸与を証する書類
- ③奨学金の返還金額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類
- ④大学等を卒業したことを証する書類
- ⑤勤務先及び就業年月日を証する書類、又は自ら事業を営むことを証する書類

※別途、毎年度補助金交付申請が必要です。

登録申請から補助金交付までの流れ

申請者

市

登録申請は、随時受け付けます。ただし、新卒者等、返還が始まっていない方の申請は、返還が開始される月から受け付けます。奨学金返還の口座振替が開始される日までに申請してください。(登録申請は、1人につき1回限りとなります。)

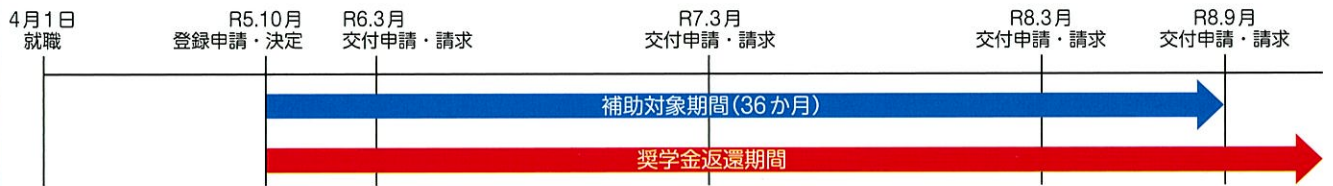


※⑥交付申請書兼請求書は、補助対象期間中、毎年度、提出していただきます。提出期日は、補助対象者に別途ご案内します。
 ※既卒者の場合、⑤奨学金返還開始は、③登録申請書提出より前の場合があります。

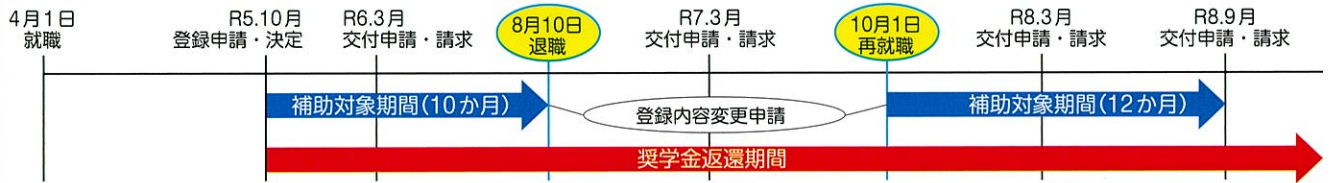
登録・補助対象期間の例(参考) 《返還日毎月27日》

※補助対象期間は、登録決定日以後、最初の奨学金返還日が属する月から起算して、36か月に達する月、又は奨学金の返還が終了した日が属する月のいずれか早い月までです。
 ※登録申請、変更申請等に関する基準日は、奨学金の返還日(引落日)となります。

例1 4月1日新卒採用者が、令和5年10月中(返還開始日前)に補助対象者の登録を行った場合



例2 4月1日新卒採用者が、令和5年10月中(返還開始日前)に補助対象者の登録を行ったあと、退職、再就職した場合



※就労されていない期間は、補助金の交付を受けることができません。再就職等された場合、速やかに手続きをしてください。

例3 4月1日新卒採用者が、令和5年10月中(返還開始日前)に補助対象者の登録を行ったあと、転出、再度転入した場合



例4 既卒者が、令和6年4月中(4月の返還日前)に補助対象者の登録を行ったあと、31か月後に奨学金の返還が終了した場合



申請・お問い合わせ先

たつの市 都市政策部 まちづくり推進課
 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1
 電話0791-64-3167(直通) FAX 0791-63-2594

